



師の見解を聞く必要がある。

最近、医師が症状固定の判断について曖昧な態度を取るケースが見受けられる。このような場合には、被害者の症状に長期間変化がないか否か、治療行為を行っているのか、ただの経過観察に過ぎないのか、症状固定につき後に争点になる可能性があるか等を慎重に吟味し、依頼者である被害者と十分に話し合っ、その了解を得たうえで、後遺障害診断について充実している別病院にて検査し、判断してもらうことも一つの方法である。

## 5 障害の内容

### (1) これから作成してもらう場合

後遺障害診断書の内容については担当医に任せるほかないが、被害者の症状をできるだけ詳しく書い

てもらよう依頼すべきである。

### (2) 後遺障害の認定結果が出た場合

後遺障害の認定結果が出た場合、その妥当性を判断するときに障害内容を検討することになる。そして、妥当性に疑念がある場合には、異議申立を行なうことになる。

この場合には、後遺障害診断書を作成した医師にもう少し詳細に書いてもらうとか、別途資料を添付するなどすることが必要である。

なお、裁判例でも自賠責について後遺障害非該当とされた場合でも後遺障害が認められたケースもある。

## 6

以上のおり後遺障害診断書は損害額算定にあたり重要な資料となるため、十分な検討が必要である。

(センター本部医事知識チーム)